



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年4月21日金曜日 第2867号

### ◇ 目 次 ◇

県税の収納事務の委託（2件）.....	（税務課）... 297
救急病院の協力申出.....	（医療対策課）... 298
指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課）... 298
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	（経営支援課）... 299
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	（ " ）... 299
地籍調査事業計画の公表.....	（農政課）... 300
農用地利用配分計画の認可申請.....	（農政課農地・担い手対策室）... 300
解除予定保安林.....	（森林整備課）... 300
加入区の設定及び廃止（養殖共済）の一部改正.....	（漁政課）... 300
加入区の設定（養殖共済）の一部改正（3件）.....	（ " ）... 301
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	（水産課）... 301
公共測量の終了の通知.....	（道路維持課）... 301
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）... 302
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	（東予地方局農村整備課）... 302
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	（ " ）... 304
土地改良区の定款変更の認可.....	（ " ）... 304
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）... 304
土地改良区役員の就退任の届出（9件）.....	（中予地方局農村整備第一課）... 304
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 307
落札者等の告示.....	（高校教育課）... 307

### 監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示.....	（監査事務局）... 308
------------------------------	----------------

### 教育委員会規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則.....	（教育総務課）... 308
---	----------------

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	（選挙管理委員会）... 309
政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....	（ " ）... 310

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第462号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
新居浜市	新居浜市一宮町一丁目5番1号	受託者の本庁舎、川東支所及び上部支所における自動車税（平成29年度定時課税分に限る。）の収納の事務	平成29年4月1日から同年6月30日まで（納税の受付は、同年5月10日から同年6月12日まで）

#### ○愛媛県告示第463号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
株式会社いよぎんコンピュータサービス	愛媛県松山市高砂町二丁目2番5号	自動車税（普通徴収のものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務の取りまとめ	平成29年4月1日から 平成32年3月31日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	同上	同上
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上	同上
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上	同上
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地	同上	同上
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社ボブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上

○愛媛県告示第464号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
独立行政法人 地域医療機能推 進機構宇和島病 院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	独立行政法人 地域医療機能推 進機構	平成32年 3月31日 まで

○愛媛県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
社会医療法人社団更生会村上記念病院	西条市大町739番地	社会医療法人社団更生会	精神通院医療	平成29年 4月1日
フロンティア薬局高田店	新居浜市高田一丁目1番62号	株式会社フロンティア	精神通院医療（薬局）	平成29年 4月1日
フロンティア薬局中須賀店	新居浜市中須賀一丁目6番11号	株式会社フロンティア	精神通院医療（薬局）	平成29年 4月1日
レディ薬局和気店	松山市和気町一丁目637番地	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成29年 4月1日

ふるみつ薬局	松山市古三津五丁目 4番31号	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年 4月1日
ホリバタ薬局	宇和島市堀端町 1番18号	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成29年 4月3日

○愛媛県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
S K Cコミュニケーションズ株式会社	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	精神通院医療	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第467号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
D C Mダイキ福音寺店	松山市福音寺町55番地1 外	駐車場の収容台数	72台	50台	平成29年 12月1日	平成29年 3月31日
		廃棄物等の保管施設の位置	2箇所	2箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第468号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成29年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	伊予鉄不動産株式会社 代表取締役社長 芳野 裕三	伊予鉄不動産株式会社 代表取締役社長 清水 一郎	平成28年 6月28日	平成29年 4月7日
			伊予鉄不動産株式会社 代表取締役社長 清水 一郎	伊予鉄不動産株式会社 代表取締役社長 武智 恒喜	平成29年 4月1日	

○愛媛県告示第469号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成29年度の事業計画を、平成29年3月31日次のとおり定めた。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	摘 要
宇和島市	大浦の第11	平成29年5月31日まで	地籍調査、数値情報化
	大浦の第12	"	"
	下畑地の第7	"	"
	下畑地の第8	"	"
	高串の第1	"	"
八幡浜市	高串の第2	"	"
	向灘の一部	平成29年5月31日まで	地籍調査、数値情報化
	日土町5番耕地の一部	"	"
	日土町5番耕地の一部	"	地籍調査
新居浜市	向灘、大平、北浜等の一部	"	"
	大生院戸屋鼻の一部	平成29年5月31日まで	地籍調査
	東田の一部、光明寺の一部	"	"
大洲市	弟地、筏津、保土野の一部	"	"
	新谷第25計画区	平成29年5月31日まで	地籍調査
	菅田第3計画区	"	"
	宇津第1計画区	"	"
	沖浦第5計画区	"	"
四国中央市	宇津第2計画区	"	"
	宇津第3計画区	"	"
	富郷町寒川山1	平成29年5月31日まで	地籍調査
	富郷町寒川山2	"	"
松前町	川滝町下山領家2	"	"
	金生町山田井8	"	"
	土居町上野9	"	"
松前町	筒井、浜、東古泉の一部	平成29年5月31日まで	地籍調査
	南黒田の一部	"	"
	筒井、北黒田の一部	"	"

○愛媛県告示第472号

加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成26年4月愛媛県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（養殖	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（養殖

○愛媛県告示第470号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
戸 田 寛	愛媛県西条市周布1709番地2	愛媛県西条市周布1607番1ほか4筆	5,637
水 木 文 夫	愛媛県伊予市上野1669番地	愛媛県伊予市宮下字屋鋪窪755番ほか4筆	8,935
中 田 功 一	愛媛県上浮穴郡久万高原町二名甲195番地	愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川甲754番ほか2筆	1,647

2 申請年月日

平成29年4月5日

○愛媛県告示第471号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡愛南町脇本396の2、396の3

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

共済) (平成21年4月愛媛県告示第475号) 及び加入区の設定(養殖共済) (平成21年8月愛媛県告示第1024号、平成21年10月愛媛県告示第1225号、平成22年1月愛媛県告示第8号、平成22年1月愛媛県告示第48号、平成22年8月愛媛県告示第875号、平成23年2月愛媛県告示第116号、平成23年7月愛媛県告示第848号、平成24年1月愛媛県告示第13号及び平成24年4月愛媛県告示第550号) は、廃止する。

共済) (平成21年4月愛媛県告示第475号) 及び加入区の設定(養殖共済) (平成21年8月愛媛県告示第1024号、平成21年10月愛媛県告示第1225号、平成22年1月愛媛県告示第8号、平成22年1月愛媛県告示第48号、平成22年8月愛媛県告示第875号、平成23年2月愛媛県告示第116号、平成23年7月愛媛県告示第848号、平成24年1月愛媛県告示第13号及び平成24年4月愛媛県告示第550号) は、廃止する。

○愛媛県告示第473号

加入区の設定(養殖共済) (平成27年4月愛媛県告示第497号) の一部を次のように改正する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定める。	漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

○愛媛県告示第474号

加入区の設定(養殖共済) (平成28年1月愛媛県告示第60号) の一部を次のように改正する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定める。	漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

○愛媛県告示第475号

加入区の設定(養殖共済) (平成28年10月愛媛県告示第1161号) の一部を次のように改正する。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定める。	漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

○愛媛県告示第476号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年4月21日から5月4日まで

○愛媛県告示第477号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年4月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(数値地形図データ作成 地図情報レベル2500)
- 2 作業期間 平成28年7月4日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 宇和島市漁港地区(51漁港)

○愛媛県告示第478号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 4月21日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
四国電力株式会社  
香川県高松市丸の内2番5号  
取締役社長 佐伯 勇人
- 2 事業場の名称及び所在地  
四国電力株式会社西条発電所  
西条市喜多川853番地
- 3 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63号の3及び第74号
- 4 変更しようとする事項の内容  
排出水の汚染状態及び量
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
(1) A遮断ピット

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
雨水排水口	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 50	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 60	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 8	
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,280 最大 1,750	

(2) 総排排水口（新設）

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）		通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）		通常 10 最大 15

浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 50
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 60
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,280 最大 1,750

(3) 冷却水排水口

変更なし

備考 この他に雨水排水口が2箇所（今回2箇所廃止する。）ある。

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目1 - 49
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目1 - 64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1 - 12
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4 - 20
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目9 - 36
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7 - 33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12 - 11
"	小 西 秀 幸	新居浜市阿島三丁目1 - 16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11 - 18
"	真 鍋 勝 幸	新居浜市多喜浜五丁目3 - 34
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10 - 36
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4 - 20
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目1 - 49
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目1 - 64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14 - 23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1 - 12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7 - 33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12 - 11
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目9 - 36

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	佐 光 敏 成	新居浜市多喜浜 1丁目 5番48号
"	新 田 典 俊	新居浜市多喜浜 4丁目 7番32号
"	森 隆 資	新居浜市多喜浜 1丁目 6番26号
"	横 井 直 次	新居浜市楠崎 1丁目 8番71号
"	田 中 和 重	新居浜市多喜浜 2丁目 3番55号
"	永 易 末 雄	新居浜市松神子 2丁目 1番22号
"	園 部 好 考	新居浜市又野 1丁目 9番41号
"	佐々木 秀 和	新居浜市垣生 3丁目 3番35号
"	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生 3丁目 9番58号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3丁目 4番37号
監事	近 藤 裕 也	新居浜市多喜浜 3丁目 4番78号
"	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜 2丁目 5番56号
"	園 部 克 志	新居浜市垣生 4丁目 1番50号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	佐 光 敏 成	新居浜市多喜浜 1丁目 5番48号
"	近 藤 裕 也	新居浜市多喜浜 3丁目 4番78号
"	福 田 良 臣	新居浜市多喜浜 5丁目10番 1号
"	横 井 直 次	新居浜市多喜浜 1丁目 8番71号
"	三 好 勉	新居浜市多喜浜 2丁目 3番20号
"	永 易 末 雄	新居浜市松神子 2丁目 1番22号
"	園 部 好 考	新居浜市又野 1丁目 9番41号
"	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生 3丁目 9番58号
"	佐々木 秀 和	新居浜市垣生 3丁目 3番35号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3丁目 4番37号
監事	新 田 典 俊	新居浜市多喜浜 4丁目 7番32号
"	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜 2丁目 5番56号
"	園 部 克 志	新居浜市垣生 4丁目 1番49号

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	松 木 一	新居浜市萩生1985 - 1

"	高須賀 勉	新居浜市萩生1784
"	森 賀 勇 仁	新居浜市萩生1444
"	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	谷 口 巧	新居浜市萩生1308 - 2
"	伊 藤 隆	新居浜市萩生1407 - 1
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
"	大 角 健 治	新居浜市大生院1755 - 5
"	谷 口 幸 隆	新居浜市萩生2105 - 2
監事	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	高 塚 俊 司	新居浜市萩生1853
"	三 村 雅 信	新居浜市大生院57 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	守 谷 公 一	新居浜市萩生1442 - 10
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
"	妻 鳥 基	新居浜市萩生1703 - 3
"	松 木 俊 博	新居浜市萩生1996
"	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	飯 尾 俊 一	新居浜市萩生2097 - 2
"	伊 藤 隆	新居浜市萩生1403 - 2
"	三 村 雅 信	新居浜市大生院57 - 4
"	大 隅 慶 一	新居浜市大生院178 - 7
"	森 賀 康 人	新居浜市萩生2104 - 2
監事	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	高 塚 俊 司	新居浜市萩生1853
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9

○愛媛県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	伊 東 幸 雄	西条市禎瑞97番地
"	石 川 修 文	西条市禎瑞593番地
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬 尾 德	西条市禎瑞615番地
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安 藤 雅 康	西条市禎瑞1196番地
"	加 藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	高 木 球 輝	西条市禎瑞1000番地
"	津 島 邦 嘉	西条市禎瑞1222番地
"	安 藤 文 吾	西条市禎瑞1501番地 2
"	篠 原 隆 司	西条市禎瑞1759番地

〃	木 村 春 雄	西条市禎瑞2002番地
〃	美 濃 繁 美	西条市禎瑞1909番地
〃	小 林 昇	西条市禎瑞2295番地
〃	高 橋 正 義	西条市喜多川601番地15
〃	高 橋 豊 重	西条市朔日市615番地
監 事	保 利 公 洋	西条市禎瑞273番地
〃	田 中 勝 正	西条市禎瑞939番地 1
〃	三 崎 洋 一	西条市禎瑞1205番地
〃	矢 野 功	西条市禎瑞1705番地
〃	矢 葺 健 一	西条市禎瑞1903番地
〃	小 林 初 男	西条市禎瑞2343番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 幸 雄	西条市禎瑞97番地
〃	石 川 修 文	西条市禎瑞593番地
〃	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576番地
〃	福 田 陽 一	西条市禎瑞633番地
〃	井 上 一 夫	西条市禎瑞686番地
〃	瀬 尾 徳	西条市禎瑞615番地
〃	高 橋 昇	西条市禎瑞676番地
〃	安 藤 雅 康	西条市禎瑞1196番地
〃	加 藤 茂	西条市禎瑞893番地
〃	高 木 球 輝	西条市禎瑞1000番地
〃	津 島 邦 嘉	西条市禎瑞1222番地
〃	安 藤 文 吾	西条市禎瑞1501番地 2
〃	桑 原 肇	西条市禎瑞1521番地
〃	木 村 春 雄	西条市禎瑞2002番地
〃	矢 葺 健 一	西条市禎瑞1903番地

〃	小 林 昇	西条市禎瑞2295番地
〃	高 橋 正 義	西条市喜多川601番地15
〃	津 島 次 康	西条市禎瑞2287番地
監 事	保 利 公 洋	西条市禎瑞273番地
〃	田 中 勝 正	西条市禎瑞939番地 1
〃	三 崎 洋 一	西条市禎瑞1205番地
〃	矢 野 功	西条市禎瑞1705番地
〃	矢 葺 典 憲	西条市禎瑞1912番地
〃	小 林 初 男	西条市禎瑞2343番地

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	横 井 直 次	新居浜市楠崎 1丁目 8番71号	新居浜市多喜浜 1丁目 8番71号
監 事	園 部 克 志	新居浜市垣生 4丁目 1番49号	新居浜市垣生 4丁目 1番50号

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市金子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4月21日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813510231	一般社団法人クレス	愛媛県松山市余戸 5丁目 4番31号	米 良 幸 男	就労移行	C L E S S 障害者就労支援施設	愛媛県伊予郡松前町筒井1322 - 15	平成29年 4月10日
3813510231	一般社団法人クレス	愛媛県松山市余戸 5丁目 4番31号	米 良 幸 男	就労継続（A型）	C L E S S 障害者就労支援施設	愛媛県伊予郡松前町筒井1322 - 15	平成29年 4月10日

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 田 光 彦	伊予郡松前町大字西古泉 4 番地10

○愛媛県告示第487号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	崎 山 幸 廣	松山市馬木町50番地 1
"	矢 野 英 俊	松山市馬木町162番地
"	矢 野 洋 介	松山市馬木町59番地 1
監 事	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	矢 野 之 祥	松山市馬木町103番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 賀 達 志	松山市馬木町106番地 1
"	矢 野 健 次	松山市馬木町310番地
"	大 内 博 久	松山市馬木町198番地 1
"	野 本 泰 夫	松山市馬木町131番地
"	渡 部 淳 孝	松山市馬木町52番地
"	矢 野 英 俊	松山市馬木町162番地
"	矢 野 洋 介	松山市馬木町59番地 1
監 事	矢 野 幸 夫	松山市馬木町143番地
"	矢 野 之 祥	松山市馬木町103番地

○愛媛県告示第488号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	池 内 考 重	松山市久保田町81番地 8
"	小 原 博 政	松山市久保田町331番地 1
"	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 川 豊	松山市久保田町 9 番地 4
"	秀 野 雄 二	松山市久保田町112番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	竹 田 安 重	松山市久保田町339番地
"	小 川 邦 弘	松山市久保田町111番地 1

"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2
監 事	小 原 博 政	松山市久保田町331番地 1
"	秀 野 雄 二	松山市久保田町112番地 1

○愛媛県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 乃 井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	川 口 哲 夫	松山市富久町93番地 4
"	玉 乃 井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉 乃 井 和 利	松山市富久町223番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 乃 井 洋 一	松山市富久町315番地
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467番地
"	川 口 哲 夫	松山市富久町93番地 4
"	玉 乃 井 晃	松山市富久町225番地
"	須 山 浩 光	松山市富久町319番地
"	高 橋 清	松山市富久町338番地
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317番地
"	玉 乃 井 和 利	松山市富久町223番地

○愛媛県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
"	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
"	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
"	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
"	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
"	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
"	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1

〃	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
〃	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
〃	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 井 雅 信	松山市谷町330番地
〃	宮 崎 純 也	松山市谷町474番地 2
〃	宮 崎 賢 二	松山市谷町甲133番地 1
〃	樋 口 正 俊	松山市谷町379番地
〃	門 屋 吉 夫	松山市谷町38番地 2
〃	寺 井 昭 男	松山市谷町甲26番地 3
〃	門 屋 浩 美	松山市谷町甲36番地 1
〃	谷 岡 勲	松山市谷町132番地
〃	門 屋 泰 三	松山市谷町316番地
監 事	門 屋 一 臣	松山市谷町306番地
〃	宮 崎 澄 雄	松山市谷町474番地 1

○愛媛県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5号
〃	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2番17号
〃	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目 6番41号
〃	八 束 近 人	松山市西石井一丁目 2番27号
〃	渡 部 晴 幸	松山市西石井五丁目 9番10号
〃	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8番29号
〃	白 石 恵 三	松山市西石井五丁目 5番28号
〃	白 石 壽 穂	松山市西石井五丁目 9番30号
監 事	宮 内 賢 二	松山市西石井六丁目 5番37号
〃	前 田 和 幸	松山市西石井四丁目 4番21号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5号
〃	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2番17号
〃	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目 6番41号
〃	八 束 近 人	松山市西石井一丁目 2番27号
〃	渡 部 晴 幸	松山市西石井五丁目 9番10号
〃	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8番29号
〃	西 岡 秀 樹	松山市西石井四丁目 8番 3号
〃	白 石 壽 穂	松山市西石井五丁目 9番30号
監 事	宮 内 賢 二	松山市西石井六丁目 5番37号
〃	前 田 和 幸	松山市西石井四丁目 4番21号

○愛媛県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4番 7号
〃	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
〃	大 西 久 利	松山市三町三丁目 6番15号
〃	石 丸 城 司	松山市三町三丁目16番24号
〃	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3番10号
〃	池 田 育 子	松山市三町三丁目15番23号
〃	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4番10号
〃	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 元 收	松山市三町三丁目14番15号
〃	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番28号
〃	石 丸 ヒサ子	松山市三町三丁目16番32号
〃	石 丸 吉 子	松山市三町三丁目16番24号
〃	首 藤 洋	松山市三町二丁目 5番 3号
〃	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目 4番 7号
〃	高 石 年 雄	松山市三町二丁目15番12号
監 事	村 上 健 一	松山市三町一丁目 3番10号
〃	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目 4番10号

○愛媛県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5番10号
〃	堀 内 孝 朗	松山市和泉南四丁目 2番24号
〃	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8番 5号
〃	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
〃	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3番13号
〃	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6番12号
〃	堀 内 洋 助	松山市和泉北三丁目14番24号
監 事	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3番12号
〃	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 内 健 志	松山市和泉北三丁目 5 番10号
"	堀 内 影 久	松山市和泉北三丁目 7 番14号
"	堀 内 謙 一	松山市和泉北三丁目 8 番 5 号
"	堀 内 悦 夫	松山市和泉北三丁目20番25号
"	大 野 陽 一	松山市和泉北三丁目 3 番13号
"	大 野 幸 良	松山市和泉北三丁目 6 番12号
"	徳 永 哲	松山市和泉北三丁目 3 番22号
監 事	大 野 耕 三	松山市和泉北三丁目 3 番12号
"	飯 泉 善 明	松山市和泉北三丁目13番32号

"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708番地 6
"	高 橋 誠 治	松山市下伊台町1050番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	大 崎 啓 三	松山市上伊台町895番地
"	木 戸 重 博	松山市上伊台町185番地 2
監 事	岡 宮 寿	松山市上伊台町874番地 1
"	寺 本 勝 志	松山市下伊台町808番地
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	吉 田 弘	松山市下伊台町583番地 3
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451番地
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822番地
"	池 内 勝	松山市下伊台町967番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2
"	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708番地 6
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
"	中 野 耕 治	松山市上伊台町142番地
"	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
"	大 崎 啓 三	松山市上伊台町895番地
監 事	西 山 国 広	松山市下伊台町1458番地 2
"	片 山 正 男	松山市下伊台町567番地 3
"	川 端 俊 典	松山市上伊台町205番地

○愛媛県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	山 内 亨	松山市下伊台町585番地 3
"	三 好 清 敏	松山市下伊台町451番地
"	松 本 茂 幸	松山市下伊台町822番地
"	池 内 勝	松山市下伊台町967番地
"	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2

○愛媛県告示第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 4月21日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第 1 号 平成29年 4月12日	伊予郡松前町大字神崎字九反地959番 1、959番 2	松山市東雲町 1 番地 2 クリアガーデン東雲ファサード303号 合 田 英 輔

○愛媛県告示第496号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 4月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
県立学校校内LAN端末機器等一式（ノートパソコン1,830台、外付けDVD341台、ソフトウェア一式、周辺機器一式、搬入、据付け、調整等一式）	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成29年 4月 5 日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目 1 番地の15	4,533,840円（月額）	一般競争入札	平成29年 2月24日

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成29年 4月21日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫  
同 岡 田 清 隆  
同 大 西 渡

同 三 宅 浩 正

包括外部監査人大西聰一の監査の事務を補助する者		監査の事務を補助できる期間
氏 名	住 所	
石 川 千 晶	香川県高松市錦町二丁目4番25-901号	平成29年4月21日から平成30年3月31日まで
宮 本 豪	愛媛県東温市野田一丁目7番地7	平成29年4月21日から平成30年3月31日まで
勝 丸 充 啓	東京都中央区月島一丁目8番1-2303号	平成29年4月21日から平成30年3月31日まで

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第6号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4月21日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p><b>第9条の2</b> 子（職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行う必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(忌引及び父母の祭日休暇)</p> <p><b>第10条</b> 職員は、次に掲げる場合は所属長の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>備考 死亡者が配偶者又は前条の規定により子に含まれるものとされる者である場合は、これらの者を血族とみなしてこの表を適用する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運</p>	<p>(子の看護の際の休暇)</p> <p><b>第9条の2</b> 子 _____</p> <p>_____（別に定める子に限る。以下この条において同じ。）を養育する職員が、負傷し若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行う必要があると所属長が認定したときは、1年を通じて5日（当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日）以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(忌引及び父母の祭日休暇)</p> <p><b>第10条</b> 職員は、次に掲げる場合は所属長の承認を得て、有給休暇を受けることができる。</p> <p>(1) 忌引</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">省略</div> <p>(2) 省略</p> <p>(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第12条</b> 省略</p> <p>2 所属長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親 _____ であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運</p>

営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親(勤務時間条例第12条第2項において親に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「要介護者

のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

3 省略

4 前2項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの\_\_\_\_\_を介護する職員について準用する。この場合において\_\_\_\_\_、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親\_\_\_\_\_であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で別に定めるもの(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年 4月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,183,738
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,675
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,968

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,112	14,704
南宇和郡	19,819	6,607
松山市・上浮穴郡	438,826	139,805
今治市・越智郡	143,525	47,842
宇和島市・北宇和郡	80,642	26,881
八幡浜市・西宇和郡	39,496	13,166
新居浜市	101,430	33,810
西条市	93,120	31,040
大洲市・喜多郡	52,891	17,631
伊予市	31,943	10,648
四国中央市	75,395	25,132
西予市	34,343	11,448
東温市	28,196	9,399

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年4月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
赤尾哲後援会	赤尾 哲	赤尾 晶代	新居浜市北新町13 - 60
川崎利生後援会	伊東 繁夫	川崎 美喜子	新居浜市南小松原町6 - 27
坂本ゆうき後援会	坂本 眸	坂本 勇紀	北宇和郡鬼北町大字近永1098 - 1
土居通興後援会	土居 通興	酒井 証	宇和島市広小路2 - 10
村井よしたろう後援会	河合 文雄	村井 恵美子	伊予郡松前町大字筒井596 - 6
渡部かつひこ後援会	大西 言志	渡部 さおり	松山市水泥町971 - 2